

平生町告示第39号

2019年第5回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和元年8月27日

平生町長 浅本 邦裕

1 期 日 令和元年8月30日

2 場 所 平生町議会議事堂

3 付議事項

(1) 2019年度平生町一般会計補正予算

(2) 行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例

(3) 消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例

○開会日に応招した議員

中丸 和則君

中村 武央君

中本 敦子さん

松本 武士君

赤松 義生君

河藤 泰明君

岩本ひろ子さん

細田留美子さん

河内山宏充君

平岡 正一君

村中 仁司君

中川 裕之君

○応招しなかった議員

2019年 第5回(臨時)平生町議会 会議録(第1日)

令和元年8月30日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和元年8月30日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第33号 2019年度平生町一般会計補正予算
日程第5 議案第34号 行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第35号 消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第33号 2019年度平生町一般会計補正予算
日程第5 議案第34号 行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第35号 消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 中丸 和則君 | 2番 中村 武央君 |
| 3番 中本 敦子さん | 5番 松本 武士君 |
| 6番 赤松 義生君 | 7番 河藤 泰明君 |
| 8番 岩本ひろ子さん | 9番 細田留美子さん |
| 10番 河内山宏充君 | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 村中 仁司君 | 13番 中川 裕之君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君

書記 天艸裕太郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	浅本 邦裕君	副町長	……………	高木 哲夫君
教育長	……………	清時 崇文君	会計管理者	……………	田坂 孝友君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………				羽山 敦紀君
地域振興課長	……………	友田 隆君	町民福祉課長	……………	石杉 功作君
税務課長	……………	池田 真治君	健康保険課長	……………	中尾 和正君
産業課長兼農業委員会事務局長	……………				吉岡 文博君
建設課長	……………	高岡 浩行君	学校教育課長	……………	河島 建君
社会教育課長	……………	兼末 仁君			

午前9時00分開会・開議

○議長(中川 裕之君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより2019年第5回平生町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(中川 裕之君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、岩本ひろ子議員、細田留美子議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長(中川 裕之君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中川 裕之君) 御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長(中川 裕之君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定による令和元年7月及び8月実施分の例月出納検査の結果報告、本臨時会における議案等の説明のため出席を求めた者及

び委任を受けた者の職氏名の報告は、お手元に配布の文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

ここで、暫時休憩とし、委員会室で全員協議会を行います。

全員協議会が終了次第、再開いたしますのでよろしくお願ひします。議案をもっていくようにお願ひいたします。

午前9時02分休憩

.....
午前9時31分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

.....
日程第4. 議案第33号

日程第5. 議案第34号

日程第6. 議案第35号

○議長（中川 裕之君） 日程第4、議案第33号、2019年度平生町一般会計補正予算、日程第5、議案第34号、行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例及び日程第6、議案第35号、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例までの件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

今年は梅雨入りが大変遅かったにもかかわらず、梅雨明けは、平年より5日遅い7月24日となりました。その後一気に猛暑となり、厳しい暑さが続いております。また、8月15日には、台風10号が接近しましたが、幸いにしてこの地方においては被害もなく胸をなでおろしている状況であります。

そうした中、2019年第5回平生町議会臨時会を開催いたしましたところ、ご多忙中にもかかわらず、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本臨時会にご提案申し上げます議案は、2019年度補正予算1件、条例2件でございます。

それでは、ご提案いたします、議案第33号、2019年度平生町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正額は1,410万1,000円を追加いたしまして、予算総額は49億8,610万1,000円となるものであります。

まず、歳出の主なものより申し上げます。

歳出につきましては7ページからであります。

子ども・子育て支援事業として幼児教育・保育の無償化が実施されるにあたり、新たに国から補助金が交付されますので児童福祉総務費と保育所運営費に所要の事務費とシステム改修費をそ

それぞれ計上いたしております。

8ページの予防費では、風しんの罹患者数が増加しており、抗体保有率が低い一定の年齢の男性に対し、感染症予防対策として抗体検査や定期接種を実施する経費を計上いたしておりますが、審査、支払いの事務を県内においては山口県国民健康保険団体連合会が代行することとなり、改めて事務の手数料を計上いたすものであります。

事務局費では、幼児教育・保育の無償化が実施されるにあたり、私立幼稚園も幼児教育の負担軽減を図るため、新たに国、県から補助金が交付されますので、これまでの就園奨励費は廃止され、新たな制度での負担軽減対策として所要の経費を計上いたしております。

9ページの中学校費では、老朽化した給水設備を更新する工事を進めておりますが、工事予定箇所ではない別の給水管から水漏れが生じており、早急に補修する必要があることから所要の経費を計上いたしております。

災害復旧費では、7月の梅雨前線豪雨により被災した農業用施設17件、林業用施設2件、土木施設17件の計36件のうち、早急に着手する必要性を鑑み、修繕を施す20件分について単独災害復旧費としてそれぞれ復旧に要する経費を計上いたしております。

なお、災害復旧事業は地域の安全確保のため緊急を要することから、予備費を充当することにより対応したいと考えております。

6ページの歳入におきましては、幼児教育・保育の無償化が実施されるにあたり、国や県の補助金を増額あるいは減額いたすものであります。また、感染症予防対策経費として国の補助金が見込まれることから所要経費の財源といたすものであります。

基金からの繰入金では、学校施設の老朽化対策に対応する財源として財政基金からの繰入を行うものであります。

続きまして、議案第34号、行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましても、消費税法および地方税法の改正による消費税率及び地方消費税率の引き上げを受けて適正な賦課を行うよう行政財産の使用料について見直すものであります。

改正の内容といたしましては、行政財産の使用料について、土地の使用料における課税対象となる使用期間1月未満の場合の税率加算についての規定及び建物の使用料における課税についての規定を追加いたすものであります。

施行日につきましては、消費税等の税率が引き上げられる令和元年10月1日といたします。

続きまして、議案第35号、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましても、消費税法及び地方税法の改正による消費税率および地方消費税率の引き上げに伴い、施設の使用料を改正するものであり、関係する条例をまとめて整理条例により改正するものであります。

改正の内容といたしましては、地域交流センター、保健センター、ひらおハートピアセンター、ひらお特産品センター、丸山海浜パーク、教育施設において、施設の使用料について、消費税率等の引き上げ相当分の引き上げをいたすものであります。

施行日につきましては、消費税等の税率が引き上げられる令和元年10月1日といたしますが、附則にて経過措置を規定しておりまして、施行日に現になされている使用に係る使用料及び施行日の前日までの使用により施行日以後に納付すべき義務が生じる使用料については、従前の例によることとなるものであります。

以上をもちまして、本日ご提案申しあげております予算1件、条例2件の議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じますので、ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第33号、2019年度平生町一般会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に議案第34号、行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例、及び、議案第35号、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 議案第35号についてなんですが、10月1日から消費税が10%になるということで、地域交流センターなどの使用料がそれによって変えられるということだと思んですが、10月1日から2%部分は上がるんですが、それ以前の分も含めて消費税としては10%をかけて使用料はこうですよということになっていると思うんですが、集めた消費税についてですが、普通の業者さんとかお店屋さんとかだったら毎年3月31日に今年お客さんからいただいた消費税はこれだけですよということで税務署に払うことになるんですけど、行政の場合はその辺はどういうふうになるのでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 総務課長から答えさせていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（中川 裕之君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいまの議案第35号に対します消費税に関係した御質問に対する回答をさせていただきます。

町といたしましては、消費税の課税、支払いする義務の業者という位置づけではございませんので、消費税に対する支払い義務はございませんけど、使用料として徴収する場合に使用される方、個人であったり業者であったり、そういう方につきまして消費税分を明確にするために消費税分としての位置づけをさせていただくものでございます。例えば、下水とかの関係であれば、課税業者としての支払い義務が生じてきますので、そういったものにつきましてはございますけれども、町自体にはそういう義務はございませんのでこういう扱いをさせていただくこととなります。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 支払義務がないということで、答弁はそれでよかったと思うんですけど、例えば、35号の表のところに「平生まち・むら地域交流センター、8時30分から12時までが660円」で、単純に言えば1割の66円が消費税部分になるかと思うのですが、さっきの総務課長の説明では、業者さんとかには領収書を渡すときには消費税部分がなんぼかというの明確になるようにするというような話だったんですが、この部分もそうなんですか。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 時期的にはすぐということにはならないかもしれませんが、そういった国からの指導もございますので、消費税に係る部分につきましては、この部分が消費税部分ですよというのを支払った方に対してお示しするように指導もしておりますのでそういった取り組みをしていきたいと思っております。

○議長（中川 裕之君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 6月定例会でも申しあげましたけど、消費税というのは所得の少ない人に負担を強いる課税の方法であり、その点については、私は累進課税等を強化しながら所得の低い人たちに対してはそういう措置にならないようにするべきだというふうに考えております。特に今回、食料品は8%で据え置きというようなことがあっても、食料品は非課税というわけではありませんので、それなりの措置がとられているとはいえ、逆進性はますます強くなると思いますので、議案第35号については、そうした消費税が課税され、しかも町民に直接係るものについての課税でありますので、私は反対をいたします。

○議長（中川 裕之君） 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 賛成討論なしと認めます。

次に本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第33号、2019年度平生町一般会計補正予算の件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第34号、行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第35号、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（中川 裕之君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、2019年第5回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時48分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 岩 本 ひろ子

署名議員 細 田 留美子